業に係るものの額に〇・〇〇一三一を、平成十九年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇九八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇七四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七四を、平成二十年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇九八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇七四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇七四を、平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもののにあつては〇・〇〇〇八二）を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二六二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇九五一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇九五一を、平成十八年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二六二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇九五一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇九五一を、平成十九年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二五四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇九四三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇九四三を、平成二十年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇一二四六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇九三三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇九三三を、平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇一六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇一六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇一六（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一六）をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債同意等額密度」という。）、都道府県立大学附属病院事業債元利償還金に〇・〇三三を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一八〇を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一〇七を、平成十六年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一八九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一〇七を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇八二を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六を、平成十八年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一〇五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇九〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六を、平成十九年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇四一を、平成二十年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇六六を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇三三を、平成二十一年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇五七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇〇四三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇〇三三を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立大学附属病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇八四四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇六三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び